

背景

- ◆ 2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる
- ◆ 入院・在宅医療等や介護サービスの需要増大が予測される
- ◆ 将来に向けた医療・介護提供体制の改革が求められている

課題

- ◆ 高度急性期から在宅医療まで、患者の状態に応じた適正な医療を提供できる体制を確保すること
- ◆ 患者ができるだけ早く社会復帰し、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、医療・介護等のサービスが包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築すること

改革の方向性

法律の趣旨

- 効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療・介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行う

制度面の対応

介護保険法

- ・ 地域支援事業の充実とあわせ、予防給付を地域支援事業に移行
- ・ 特別養護老人ホームを中重度の要介護者を支える機能に重点化
- ・ 低所得者の保険料軽減を拡充
- ・ 一定以上所得者の自己負担を2割へ引き上げ

その他

- ・ 地域医療支援センターの機能を法定化
- ・ 離職看護師の連絡先の届け出制度
- ・ 診療補助の特定行為の明確化等
- ・ 医療従事者の業務範囲の見直し
- ・ 介護人材確保対策の検討

医療法

病床機能報告制度

- ・ 医療機関が、有する病床機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）の現状と今後の方向等を選択し都道府県に報告する制度を設け、医療機関の自主的な病床機能の分化の取組みを進める

地域医療構想（ビジョン）

- ・ 都道府県は、地域の医療需要や報告された病床機能情報を活用して、2次医療圏等ごとの各医療機能の将来の必要量（目指すべき医療提供体制）を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを策定する

協議の場

- ・ 都道府県は、地域医療構想の実現に向けた医療関係者等との協議を行う「協議の場」を設置し、医療機関等の協議により地域医療構想を推進する

財政面の対応

医療介護総合確保促進法

<地域医療介護総合確保基金>（国：2/3、県：1/3）

- ◆ 消費税増収分等を財源として、都道府県に基金を創設（国が毎年度予算措置し都道府県計画に基づき交付）
- ◆ 地域医療構想（ビジョン）の実現を財政面から支援
- ◆ 2025年に向けた医療・介護提供体制を確保するための施策を展開

【施策展開の方向性】

- ◎医療機能の分化・連携
- ◎在宅医療・介護の推進
- ◎医療・介護従事者の確保養成

